

特定建設作業の届出のしおり

八 尾 市 環 境 部 環 境 保 全 課

〒 5 8 1 - 0 0 2 6

八尾市曙町2丁目11番地

八尾市立リサイクルセンター 学習プラザ2階

T E L 0 7 2 - 9 2 4 - 8 5 3 7 （直通）

F A X 0 7 2 - 9 2 4 - 0 1 8 2

(はじめに)

近年、工事現場周辺の住民の方から、建設作業に関する騒音や振動の苦情が寄せられることが多くなっています。

建設作業の実施にあたっては、以下の点に注意していただくようお願いします。

- (1) 特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合には、作業開始の8日前※までに、法律や条例に基づく届出を行ってください。
(特定建設作業の種類は、p. 3をご覧ください。)
※ 法律、条例では7日前とされていますが、届出日は日数に含まないため、実質8日前までの届出が必要となります。
- (2) 特定建設作業から発生する騒音や振動には、法律や条例で規制基準が定められています。(p. 6～7 参照)
また、特定建設作業以外の作業についても、休日や夜間の作業はできるだけ避けるようにしてください。
- (3) 建設作業を実施される場合は、前もって周辺の住民の方に、工事の概要（作業内容、工期、作業時間、防音・防振対策など）について十分な説明を行うとともに、低騒音の機械や工法を採用するなどして、周辺の生活環境を保全するよう努めてください。
- (4) 工事前、工事後に付近の調査を行うようにしてください。
付近に次の施設がある場合は、特に留意して作業してください。
 - ① 学校、病院、図書館、老人ホーム、保育所等
 - ② 電子計算機センター、精密機械工場、文化財等
- (5) 建設作業に係るその他の公害にも注意してください。
 - ① 粉じんの飛散、排水・汚水、悪臭
 - ② 地盤沈下、枯水
 - ③ 交通に関すること（路上駐車など）
- (6) 下請業者の方にも、公害防止について徹底するようにしてください。
- (7) 万一、苦情が発生した場合には、誠意を持って迅速に対処してください。
- (8) 公害防止に努めるためにも、現場責任者を選任し、工事現場に常駐させてください。
また、必要に応じて保安要員等を置き、事故等の防止に努めてください。
- (9) 解体等工事を行う場合には、事前にアスベスト（石綿）が使用されていないか調査を行う必要があります。（石綿含有成形板等（下地調整塗材、P タイル含む）や、石綿含有仕上塗材等も対象になります。）また、事前調査の結果について、掲示板を

設置する必要があります。

アスベストが使用されている場合は、飛散防止措置を講じる必要があります。

また、「大気汚染防止法」又は「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出が必要な場合があります。

詳しくは、八尾市 環境保全課(072-924-3841)までお問い合わせください。

また、必要に応じて労働基準監督署の指示を受けるようにしてください。

1 特定建設作業の種類

特定建設作業の届出は、**種類ごとの届出が必要です。**作業を開始した日に終わる作業は、届出の必要はありません。

表 1 特定建設作業の種類

○印：届出必要、一印：届出不要

特定建設作業の種類 (下記の機械を使用する作業)			騒音		振動		備 考
			法律	条例	法律	条例	
(1)	A	くい打機 (B・C以外)	○	○	○	○	「もんけん」を除く。
	B	くい打機 (アースオーガーと併用)	—	—	○	○	打込みを伴う場合に限る。
	C	くい打機 (圧入式)	○	○	—	—	
	D	くい抜機 (E以外)	○	○	○	○	
	E	くい抜機 (油圧式)	○	○	—	—	
	F	くい打くい抜機	○	○	○	○	「圧入式」を除く。
(2)	G	びょう打機	○	○	—	—	
(3)	H	さく岩機・ブレーカー (I以外)	○	○	○	○	1日の最大移動距離が直線で50m以内の作業に限る。
	I	さく岩機 (手持ち式)	○	○	—	—	
(4)	J	空気圧縮機 (15kW以上)	○	○	—	—	さく岩機の動力として使用する場合を除く。 電動式を除く。
(5)	K	コンクリートプラント (混練容量 0.45m ³ 以上)	○	○	—	—	モルタル製造用を除く。 工事現場又はその付近に当該工事に関連して一時的に設置されるものに限る。
	L	アスファルトプラント (混練重量 200kg以上)	○	○	—	—	
(6)	M	ブルドーザー	○ 40kW	○	—	○ 20kW	法律は原動機の定格出力が各欄に掲げる規模以上のもの(低騒音型指定機械は騒音の届出から除外。)、条例は原動機の定格出力が各欄に掲げる規模を超えるもの(記載がないものは規模要件なし)に限る。 スケルトンバケットによる掘削(*1)、ふるい分け(*2)も届出対象。
	N	トラクターショベル	○ 70kW	○	—	○ 20kW	
	O	バックホウ ショベル系掘削機械	○ 80kW *1	○ 20kW *1 *2	—	○ 20kW	
(7)	P	コンクリートカッター	—	○	—	—	1日の最大移動距離が直線で50m以内の作業に限る。
(8)	Q	鋼球 (鉄球)	—	○	○	○	
(9)	R	舗装版破碎機	—	—	○	○	1日の最大移動距離が直線で50m以内の作業に限る。

※ 工業専用地域・八尾空港の敷地は、法律の対象から除外されるが、大阪府条例の対象となる。

2 特定建設作業の届出

騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例では、土木・建設作業のうち、特に著しい騒音や振動を発生させるものを「特定建設作業」として指定し、騒音や振動に係る基準を定めています。

工事の**元請業者**は、その作業を開始する日の**8日前**までに届出が必要です。(法律、条例では7日前とされていますが、届出日は日数に含まないため、実質8日前までの届出が必要となります。)

届出は、**特定建設作業の種類ごとに2部**を提出してください。(うち1部は、受理後に控えとしてお返しします。)

3 特定建設作業の基準

騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例では、次の5項目について基準を設けています。

- (1) 騒音・振動の大きさについての基準
- (2) 夜間作業の禁止
- (3) 1日の延作業時間の制限
- (4) 同一場所における作業期間の制限
- (5) 日曜、その他休日の作業禁止

騒音及び振動に係る基準の詳しい内容は、表2(p.6)及び表3(p.7)をご覧ください。
また、特定建設作業の規制基準の適用除外については、表4(p.8)をご覧ください。

4 報告の徴収及び立入検査

作業の状況その他必要な事項の報告を求めることがあります。また、建設工事の場所に立入検査を行うことがあります。

- (1) 報告の徴収を行うことができる事項
 - ① 特定建設作業の実施の方法
 - ② 騒音・振動の防止方法
- (2) 立入調査及び検査を行うことができる物件
 - ① 特定建設作業に使用される機械
 - ② 騒音・振動を防止するための施設
 - ③ 関係帳簿書類

5 改善勧告及び改善命令

特定建設作業に伴って発生する騒音や振動が基準に適合せず、それによって周辺的生活環境が著しく損なわれると認められる場合、騒音や振動の防止方法の改善勧告、改善命令を受けることがあります。

6 罰則

次の場合には、行為者の他に、行為者を使用している人や法人に対しても罰則が科せられます。

- (1) 届出をしない者、又は虚偽の届出をした者
- (2) 騒音や振動の防止についての報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- (3) 立入検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者
- (4) 改善命令に違反した者

表2 法・府条例による特定建設作業の規制基準一覧表

騒音に係る規制基準

適用	特 定 建 設 作 業 の 種 類	敷地境界における 騒 音 の 大 き さ	作業禁止時間		1日の延作業時間		同一場所にお ける作業期間	作 業 禁止日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
法・府 条 例	1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業（注1） 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6 バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業（注2） 7 トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業（注2） 8 ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業（注2）	85 dB	19～7時	22～6時	10時間 以内	14時間 以内	連続6日 以内	日曜日 及び 休 日
府 条 例	9 6・7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10 コンクリートカッターを使用する作業（注1） 11 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							

- （注）1 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が直線で50mを超えない作業に限る。
 2 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第二の規定により環境大臣が指定するもの（国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。）を使用する作業を除く。（この場合は、9の府条例での規制が適用されます。）
 3 「1号区域」：住居系地域・商業系地域・準工業地域・用途地域の指定のない地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内の地域（八尾空港の敷地を除く）。
 4 「2号区域」：工業地域のうち1号地域以外の地域の他、府条例では工業専用地域及び八尾空港の敷地も該当。
 5 適用除外：災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに、作業時間の規制等の適用除外が設けられています。
 6 対象外の作業：当該作業が、その作業を開始した日に終わるものは、特定建設作業の対象外です。

表3 法・府条例による特定建設作業の規制基準一覧表

振動に係る規制基準

適用	特 定 建 設 作 業 の 種 類	敷地境界における 振 動 の 大 き さ	作業禁止時間		1日の延作業時間		同一場所にお ける作業期間	作 業 禁止日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
法・ 府 条 例	1くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3舗装版破砕機を使用する作業（注1） 4ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（注1）	75 dB	19～7時	22～6時	10時間 以内	14時間 以内	連続6日 以内	日曜日 及び 休 日
府 条 例	5 ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）を使用する作業							

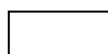
（注）1 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が直線で50mを超えない作業に限る。
2 「1号区域」：住居系地域・商業系地域・準工業地域・用途地域の指定のない地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内の地域（八尾空港の敷地を除く）。
3 「2号区域」：工業地域のうち1号地域以外の地域その他、府条例では工業専用地域及び八尾空港の敷地も該当。
4 適用除外：災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに、作業時間の規制等の適用除外が設けられています。
5 対象外の作業：当該作業が、その作業を開始した日に終わるものは、特定建設作業の対象外です。

表 4 基準の適用を受けない特定建設作業

作業の種類 \ 規制内容	騒音・振動 の大きさ	夜間作業 の禁止	1日の延 作業時間 の制限	同一場所 における 作業期間 の制限	日曜日 その他の 休日の 作業禁止
作業を開始した日に終わる特定建設作業					
災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要のある特定建設作業					
人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要のある特定建設作業					
鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要のある特定建設作業					
道路法第 34 条により道路の占有の許可条件によって夜間又は休日に行うこととされた特定建設作業					
道路法第 35 条の協議において夜間又は休日に行うこととされた特定建設作業					
道路交通法第 77 条により道路の許可条件によって夜間又は休日に行うこととされた特定建設作業 (同法第 80 条を含む)					
電気事業法による変電所の変更工事で近隣の電気工作物の機能を停止させないと作業員の生命又は身体の安全が確保できないため日曜、休日に行う必要のある特定建設作業					



基準の適用を受けない



基準が適用される

7 届出書の記入方法

次頁の記入例を参考にして記入してください。

特定建設作業の種類ごと(p. 3の(1)～(9)参照)に届出を行っていただく必要があります。(届出は、各2部必要です。)

- (1) 「届出日」を記入すること。
- (2) 「届出者」欄は、元請負業者の氏名を記入すること。
法人の場合は、法人の名称と代表者(又は代表権を有する者)名を記入すること。
なお、届出書への押印は不要だが、提出にあたっては届出者の本人確認や、提出を代理する者の確認を実施する他、届出者への意思確認を実施することがある。
代表者以外の名前で届出を行う場合は、代表者の委任状を添付すること。
- (3) 「建設工事の名称」欄は、〇〇ビル解体工事、〇〇学校増築工事など具体的な工事名を記入すること。
- (4) 「建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類」欄は、上記の工事名を補足するもので、施設の規模等を具体的に記入すること。
(例：〇〇ビル、RC 6 階建本社事務所、建築面積〇〇m²)
- (5) 「特定建設作業の種類」欄は、p. 3の(1)～(9)の作業名を記入すること。
(例：さく岩機を使用する作業)
- (6) 「機械の名称、型式及び仕様」欄は、機械の能力等を具体的に記入すること。機械の種類や台数が多い場合には、別紙にまとめてもよい。
- (7) 「特定建設作業の実施の期間」欄は、全期間(日曜日、その他の休日を加えた日数)を記入すること。
また、その期間中に作業をしない日がわかっている場合には、その休止日を明記すること。
- (8) 「特定建設作業の開始及び終了の時刻」欄は、表 2 (p. 6)及び表 3 (p. 7)の 1 号区域及び 2 号区域の作業禁止時間を確認のうえ、記入すること。
また、実働時間は、1 日の作業時間を記入すること。
- (9) 「騒音又は振動防止の方法」欄は、別紙 1 に記入すること。

* 添付資料

- 騒音又は振動防止の方法(別紙 1)
- 付近の見取図
特定建設作業の現場周辺の見取図で、工事現場が一目でわかるような目標や周辺の住宅、学校、病院、保育所等の位置が判明できること。
工事現場から 80m の区域内の建物の種類や位置を記入すること。
市販の地図を利用してもよい。
- 工事工程表
工事全体の工程表の中で、特定建設作業の工程が明記されていること。
- 道路の占用又は使用許可証の写し
道路法第 34 条又は道路交通法第 77 条等に基づき、道路の占用又は使用許可の条件で、当該工事を夜間又は休日に行うよう指定された場合は、その許可証の写しを添付すること。

特定建設作業実施届出書

令和3年4月1日

(1)

八尾市長様

住所 八尾市本町1丁目1番1号

届出者 株式会社 環 総

(2)

氏名 代表取締役 音 無 響

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(電話番号 072-900-0000)

騒音規制法第14条第1項(第2項)

特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項(第2項)

の規定により、次のとおり届け出ます。

大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項(第2項)

建設工事の名称	〇〇産業(株)八尾支店 社屋解体工事				(3)
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート2階建 建築面積500m ² 延床面積900m ²				(4)
特定建設作業の種類	ショベル系掘削機械を使用する作業				(5)
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20に規定する機械の名称、形式及び仕様	〇〇建機製 バックハウ 型式△△△ 定格出力63kW				(6)
特定建設作業の場所	八尾市 高美町5丁目〇番〇号				
特定建設作業の実施の期間	自 令和3年5月7日	至 令和3年5月25日	19日間		(7)
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間	(8)
	自 8時	至 17時	平日	9時間	
騒音又は振動の防止の方法	別紙1のとおり				(9)
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇産業(株) 代表取締役 △△ △△ (電話番号 06-6000-0000)				
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	八尾市高美町5丁目〇番〇号 ◇◇ ◇◇ (電話番号 072-900-0000)				
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 (株)〇〇工務店 代表取締役 □□ □□ (電話番号 0000-00-0000)				
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 (株)〇〇工務店 ×× ×× (電話番号 0000-00-0000)				
添付書類 : 特定建設作業及び特定建設作業に伴う建設工事の工程 特定建設作業が行われる場所の周辺状況の見取り図					

備考

- この届出書は騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20に掲げる作業の種類を記載すること。
- 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 特定建設作業の開始及び終了の時刻の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- 特定建設作業及び特定建設作業に伴う建設工事の工程の欄の記載については、できる限り表等を利用すること。

受付印

騒音または振動防止の方法

(ショベル系掘削機械) を使用する作業

該当する事項に○印をしてください。

作業に係る措置	建設機械・工法	項目		内容	
		①	②	①	②
		①	使用する機械について	① 低騒音・低振動型建設機械 2. 標準型建設機械	
		②	標準型建設機械を使用する場合その選定の理由について	1. 低公害型の開発普及が十分ではない 2. 短期間 3. 小規模作業 4. 敷地大 5. 資金面 6. 周辺に民家なし 7. 施主の指示 8. 設計段階で決定済 9. その他（ ）	
		③	採用する工法について	① 低公害型工法 2. 標準型工法	
		④	標準型工法を採用する場合その選定理由について	1. 該当する低公害型工法なし 2. 施工上困難 3. 短期間 4. 資金面 5. 施主の指示 6. 周辺に民家なし 7. 設計段階で決定済 8. 敷地大 9. その他（ ）	
	公害防止対策	⑤	公害防止の対策内容について	1. 防音壁 ② 防音シート 3. 防音パネル 4. 防音カバー 5. 動力源の適正配置 6. 作業時間帯の配慮 7. その他（ ）	
		⑥	対策の範囲について	① 防音堀 ① a 現場周囲全て b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周囲 2. 防音シート [a 現場周囲全て b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周囲] 3. 防音パネル [a 現場周囲全て b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周囲] 4. 防音カバー [a 現場周囲全て b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周囲]	
		⑦	対策を講じない場合その理由について	1. 周辺に民家なし 2. 短期間 3. 小規模作業 4. その他（ ）	
工事現場における措置	管公害防止体制の	⑧	公害防止の管理体制について	1. 苦情対応責任者 ① a 選任 ② 常駐・非常駐 [代行者選任] b 所長兼務 2. 苦情専用窓口設置 3. ガードマン設置 4. その他（ ）	
		⑨	現場周辺のパトロールの実施について	1. 定期的に実施 ② 随時実施	
	現場周辺状況	⑩	周辺の住宅、教育施設、病院等の有無について	① 有 (約 80m 以内に以下の施設が) 〔 a 住宅 ③ 密集・普通・疎 b 病院 c 事務所 (密集・普通・疎) d 教育施設 e 精密機械工場等 f その他静穏を必要とする施設〕 2. 無	
		⑪	搬出入道路と周辺の状況について	主として通過する道路 ④ ① 幹線 2. 細街路 道路周辺の民家等 ④ ① 密集 2. 普通 3. 疎]	
	おける措置	場苦情が生じた	⑫	苦情発生時の処理体制について	1. 現場責任で対応 ② 本社責任で対応 3. その他（ ）
⑬			工事現場での措置について	④ ① 防止対策の強化 ① a 防音堀 b 防音シート ③ c 防音パネル d 防音カバー 2. 作業時間・曜日等の変更 3. 工法、建設機械の変更 4. 動力源の適正配置 5. 陳情者に誠意をもって説明 6. その他（ ）	
⑭			搬出入道路の措置について	1. 経路の変更 2. 時間・曜日の変更 3. 台数の減少 ④ ① 陳情者に誠意をもって説明 5. その他（ ）	
周住民への知の		⑮	周知の方法について	④ ① 説明会 ② 地元役員等折衝 3. 各戸説明 4. 立看板 5. 周知文配付 6. その他（ ）	
本作業の公害防止責任者				氏名	代行者も選任している場合その氏名
				〇〇 〇〇	×× ××

工 程 表

(バックホウ)

月 日 工事内容	5 月																													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
準備工																														
仮設工																														
歩道切り下げ工																														
解体工																														
建 屋																														
基礎部																														
分別処分工																														
後片付け工																														
整 地																														
歩道復旧工																														